

**ふじの国リフォーム支援センター規約**  
**「ふじの国リフォーム支援センター」サポートメンバー登録申込要領**  
(サポートメンバー申込希望者用)

団体名 (公益社団法人 静岡県建築士会)

(目的)

第1 ふじの国リフォーム支援センター(以下、「支援センター」という。)の事業目的の達成を支援するため、建築物のリフォーム工事に関連した情報等を提供する事業の一環として、支援センターのリフォームサポートメンバー(以下、「サポートメンバー」という。)の情報等を消費者に向けて提供することにより、適正なリフォームを促進する環境を創ることを目的とする。

(登録申込)

第2 団体の会員のうち建築物のリフォーム工事に関連する事業を営むもので、支援センターが行う事業の目的に賛同する事業者は、サポートメンバーとして登録することを所属団体へ所定の登録申込書で申し込むことができる。

(登録申込要件)

第3 サポートメンバー登録をしようとするものは、次の登録要件を全て満たす県内に主な拠点(本社・本店)を有する事業者とする。

- (1) 当該団体の会員(正会員・賛助会員)であること
- (2) 次のいずれかに該当すること
  - ・ 建設業法による許可を得ている
  - ・ 建築物のリフォームについて、過去3年以上継続的に請負実績があり、その合計件数が5件以上ある
- (3) 過去5年以内に、関係法令による処分を受けていないこと
- (4) 過去3年以内に、建設関連機関や消費者保護関係機関から、契約又は工事に関して改善指導等を受けていないこと
- (5) 住宅瑕疵担保責任保険法人のリフォーム瑕疵保険の事業者登録がされていること(ただし、サポートメンバー登録後、保険の事業者登録を行う場合を含む)
- (6) 暴力団その他の反社会的勢力の関係者でないこと

(登録要件の除外)

第4 設計・調査の事業者については前項の(2)及び(5)を、瑕疵保険対象外の工事事業者は(5)を登録要件から除外する。

(登録の有効期間)

第5 登録の有効期間は3年とする。ただし、年度途中における登録は、2年経過後の3月31日までとする。

(登録の更新)

第6 登録を更新しようとする場合は、有効期限の1ヶ月前までに登録更新の申込書を提出する。

(登録内容の変更)

第7 サポートメンバーは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を所属団体へ提出する。

(登録の辞退)

第8 サポートメンバーは、登録を辞退する場合は、速やかに辞退届を所属団体を通じて支援センターへ提出する。

(受付の拒否)

第9 申込内容が登録申込要件を満たしていないとき又は虚偽の申込の場合は、受付けはできない。

(サポートメンバーの責務)

第10 サポートメンバーに登録されたものは、次の責務を負う。

- (1) 関係法令を遵守し、信義の原則に基づき業務を遂行する。
- (2) 消費者が適切な選択と判断ができるよう、正確な情報を提供する。
- (3) 消費者から依頼された見積りや契約等について、内容が明確に判断できるよう、正確で判り易い書面とし、消費者に充分理解できるよう説明をする。
- (4) 消費者からのクレーム等に対しては、窓口を定めて誠実に対応をする。
- (5) 工事請負契約書には、1年以上の瑕疵担保責任を有することを明記する。
- (6) 新しい専門知識の習得及び技術の向上に努め、支援センターの開催する講習会に参加する。
- (7) 3百万円を超える住宅リフォームの工事請負契約には、住宅瑕疵担保保険法人のリフォーム瑕疵保険に加入する。
- (8) 支援センターのホームページを通じて消費者から見積り等の依頼があった場合は、誠実に対応し、また、支援センターの了解を得ずに当該消費者への営業活動をしてはならない。

(責務の除外)

第11 設計・調査の事業者については前項の(5)及び(7)を、瑕疵保険対象外の工事事業者は(7)を登録用件から除外する。

(登録料等)

第12 サポートメンバーは、次の登録料を所属団体へ納入する。

- (1) 支援センターのホームページに基本的な情報を掲載する場合
  - ・ 新規に登録したとき 1万円に消費税を加えた額
  - ・ 登録を更新したとき 7千円に消費税を加えた額
  - ・ 2年度目以降(更新時を除く) 年7千円に消費税を加えた額
- (2) (1)の掲載内容に加えて、写真等を掲載できる画面を使用する場合(マイページメンバーという)
  - ・ 新規に登録したとき 2万7千円に消費税を加えた額
  - ・ 登録を更新したとき 1万7千円に消費税を加えた額
  - ・ 2年度目以降(更新時を除く) 年1万7千円に消費税を加えた額
- (3) 登録料はいかなる理由でも返却しない。

(参加料等)

第13 支援センターが開催する講習会への参加料のほか、支援センターが実施する事業に参加する場合は、その都度、別に定める料金等を納入する。

(登録の抹消)

第14 サポートメンバーが支援センターの名誉を毀損し又は支援センターの目的に反する行為をし若しくは次のいずれかに該当した場合は、登録を抹消されることがある。

- (1) 虚偽の申込により登録したとき
- (2) 第3の登録用件を満たさなくなったとき
- (3) 第9の責務を果たさなかったとき
- (4) 業務に関して関係法令による処分を受けたとき
- (5) 登録辞退届が提出されたとき
- (6) 所属団体への登録料納付が、指定期日から30日以上なされなかったとき

- (7) 登録の有効期間が経過したとき
- (8) 所在が不明となったとき
- (9) 所属団体の構成事業所でなくなったとき

(損害賠償責任の免責)

第 15 所属団体は、支援センターに登録された内容に関して、サポートメンバー又は第三者  
が被害を被った場合においては損害賠償責任を負わない。

附則

1. 平成 26 年 5 月 1 日 (登録申込要件) 第 3 に事業者要件を追記。